

## 令和4年度青森市生産者6次産業化支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域の食品加工業者と流通販売業者とが互いの強みを生かした農商工連携による6次産業化に向けた初期段階の取組を推進するため、6次産業化を実施する農林水産業者等に対して補助金を交付し、もって本市農林水産業の振興に資することを目的とする。

### (補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、農山漁村女性起業育成・経営発展支援事業（起業活動に必要となる機器・施設整備、新商品開発等の取組をいう。）とする。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する者であつて、令和4年度青森県農山漁村女性起業育成事業費補助金交付要綱（令和4年4月28日施行。以下「県女性起業育成要綱」という。）に基づき、補助金の交付の決定を受けた者とする。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表に定める補助事業の区分に応じ、同表に定める経費（ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「補助対象経費」という。）とし、補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で同表に定める額とする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 県女性起業育成要綱による令和4年度青森県農山漁村女性起業育成事業費補助金交付決定通知書の写し
- (4) 市税の納税証明書又は市税の納付状況の確認に係る同意書
- (5) その他市長が必要と認める書類

### (補助金の交付の条件)

第6条 青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号。以下「規則」という。）第5条の規定により付する補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を市長に報告してその指示を受けること。
- (2) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産について、次に掲げる書類を整備し第9条第2項に規定する期間保管すること。
  - ア 財産管理台帳（様式第4号）
  - イ その他関係書類
- (3) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産について、第9条第2項に規定する

期間内に、市長の承認を得ないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和5年4月1日から10年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (6) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けて処分したことにより収入のあった場合には、市長が定めるところにより、その収入の全部又は一部を市に納付すること。
- (7) 県女性起業育成要綱、規則及びこの要綱の規定、補助金の交付決定の内容並びにこれに付した条件その他法令に基づく市長の命令を遵守すること。

(交付等申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請書に記載された事業を変更し、又は廃止しようとするときは、事業変更（廃止）申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和5年3月31日までに、事業実績報告書（様式第6号）、事業費精算書（様式第7号）及び事業実績効果報告書（様式第8号）に、補助対象経費に係る支出を証する書類の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 規則第18条の規定により処分の制限を受ける財産は、1件の取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第18条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、規則の定めるところによる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和4年5月30日から実施する。

(要綱の改正の検討)

2 この要綱の実施の日以後において、県女性起業育成要綱の改正があったときは、その内容を踏まえ、この要綱の見直しを行い、必要な改正を加えるものとする。

別表（第4条関係）

補助事業	補助対象経費	補助金の額
農山漁村女性起業育成・経営発展支援事業	県女性起業育成要綱に基づき、県が補助金の交付の対象となる経費と認めた経費	左の経費の4分の1に相当する額又は250千円のいずれか低い額以内の額